

与薬の依頼に関する要項

石川県立ろう学校

(1) 与薬に関する考え方

体調がすぐれない時は、治るまで充分に家庭等で療養することが基本であるが、やむを得ない場合に限り依頼を受け、保護者に代わり与薬する。

(2) 与薬の依頼を受ける薬の範囲

①主治医が学校生活中に与薬する必要があると処方した場合。

(症状や薬の種類によっては、服用回数を減らしたり、服用時間を調整したり出来る場合があります。保護者で主治医の先生にご確認ください。)

②現在の症状を診察された主治医から処方された薬であること。

(同じ症状に対応する薬であっても、以前受診した時に処方された薬や、家族に処方された薬は、扱わない。市販薬は扱わない。)

③解熱剤は扱わない。(※坐薬は扱わない。)

④与薬時に血圧や脈拍数測定、症状経過の時間観察を必要とするものは、扱わない。

(3) 対象

①全ての児童生徒

(4) 方法

①保護者は、薬の1回分をひとまとめ(ナイロン袋やホッチキス等)にし、袋や容器に直接日付と名前を書いたもの(例:○/○○、昼食後 ろう学太郎)を依頼職員に預ける。

②薬は、登校する時に、原則、その日の分だけ持参する。

(症状や薬の種類によって、飲み損じ等があってはならない場合のみ“予備”と書いたもの<例:昼食後予備 ろう学太郎>を、持参する。)

(修学旅行は遠方の為、必ず“予備”として全日程分の倍量(全てを2セット)を持参する。)

(寄宿舎生は週の始めに登校する日に、その週の分を持参する。)→1週間分以上は受けとらない。

③その日に与薬を担当する職員は、「与薬依頼書」を見て、確実に与薬を行う。

(5) 手続き

①「与薬依頼書」を提出する。

②定期薬/臨時薬/頓用薬/宿泊時は、それぞれ分けて、その都度、提出する。

| | |
|-----|---|
| 定期薬 | 普段の登校時間内(登校~下校)に、毎日使用する薬。 (抗てんかん薬、喘息の薬、安定剤等) |
| 臨時薬 | 普段の登校時間内(登校~下校)に臨時に数日間使用する薬。 (風邪薬、けがの後の抗生物質等) |
| 頓用薬 | 普段の登校時間内(登校~下校)に、症状が現れた時だけ使用する薬。 (じんましんの薬、かゆみ止め、鎮痛薬等) |
| 宿泊時 | 普段の登校時間外に、宿泊を伴う学習時間(合宿、修学旅行)等において使用する薬。(夕食後薬、入浴後の薬、眠前薬、朝食後薬等) |

③依頼期間終了前に、記載の内容に変更が生じた場合は、新しい用紙に記入し、再依頼をする。

尚、処方薬は1週間分までの依頼とする。

④頓用薬は使用しなかった場合、依頼期間終了時に、保護者に返却する。

⑤寄宿舎生は、学校宛と寄宿舎宛に分けて、それぞれ依頼する分のみを記入する。

(6) その他

「与薬依頼書」が必要な場合は、担任(寄宿舎生は寄宿舎指導員)に申し出る。

石川県立ろう学校長様

令和 年 月 日

保護者氏名

(幼稚部・小学部・中学部・高等部・専攻科) 年 氏名

与薬依頼書

下記の要領にて与薬することを依頼いたします。 (太枠内を、依頼する分のみ、記入してください。)

| | | | | | | |
|---------------------|---|------|---------|--------------|---------|---------|
| 病名又は症状 | | | | | | |
| 医療機関名 | 病院・医院 TEL () - | | | | | |
| 与薬の依頼期間 | 令和 年 月 日 ~ 月 日 () 日間 | | | | | |
| 保管方法 (○を) | 常温保存 ・ 冷所保存 ・ 暗所保存 ・ その他 () | | | | | |
| 与薬する時間帯 (○を) | 朝食前 | 昼食前 | 夕食前 | 就寝前 | その他 () | |
| | 朝食後 | 昼食後 | 夕食後 | (一日に計 回与薬する) | | |
| | 痛い時 | かゆい時 | その他 () | | | |
| 外用薬の場合の使用方法 | | | | | | |
| 薬剤情報提供書 (薬の内容) (○を) | ・有り (コピー等を本書に貼付してください) ・無し (無しの場合は下記に薬の内容を記入してください。) | | | | | |
| | | 薬の名前 | 効能 | 形状 | 一回の量 | 一日の回数 |
| | 1 | | | | | 朝・昼・夜・就 |
| | 2 | | | | | 朝・昼・夜・就 |
| | 3 | | | | | 朝・昼・夜・就 |
| 備考 | (例: 自分で飲めますので確認をしてください。少量の水に溶かして。等) | | | | | |

【注意事項】

- 原則として「与薬依頼書」及び薬は、保護者の方が担当職員に直接お渡しください。
- 与薬を担当する職員は、これを見て与薬しますので確実に記入をしてください。
- 定期薬と頓用薬に限って依頼期間を、下記の欄を使い再依頼することが出来ます。

| | | | | |
|-------------------------------------|--------|---------------------|--------|--|
| 上記の記載内容には変更が無く、下記の期間与薬することを再び依頼します。 | | | | |
| 月 日 ~ 1週間後まで () 日分 | 保護者サイン | 月 日 ~ 1週間後まで () 日分 | 保護者サイン | |
| 月 日 ~ 1週間後まで () 日分 | | 月 日 ~ 1週間後まで () 日分 | | |
| 月 日 ~ 1週間後まで () 日分 | | 月 日 ~ 1週間後まで () 日分 | | |
| 月 日 ~ 1週間後まで () 日分 | | 月 日 ~ 1週間後まで () 日分 | | |

